



東経企営第15-00071号
平成27年7月1日

総務省 総合通信基盤局長
吉良 裕臣 殿

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ
移管すること等に関する講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関する講ずべき措置について(要請)」(総基事第32号 平成24年3月23日)を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

貴社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）により貴社及び西日本電信電話株式会社に課されている電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供についての責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

については、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

1. 措置内容の報告

- ・ 本要請に基づいて、平成26年度の措置状況を以下のとおり報告します。

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

2. 役員兼任

- 当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- 今後も役員兼任を行わないこととし、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間における当社およびNTTファイナンスの役員一覧は別添のとおりです。

3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、料金業務を円滑に実施する必要性等から在籍出向を行っていますが、今後、できる限り速やかに解消していきます。
- 平成27年3月31日時点の在籍出向者数について以下のとおりです。
在籍出向者 [REDACTED]名

- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

4. 債権額と譲渡対価

- NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、当社が譲渡した債権額とNTTファイナンスにより当社に支払われた譲渡対価額が同額であったことについて、同社からの年1回以上の定期的な報告等に基づき確認しています。

5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、同社から提示された譲渡手数料等の内訳・根拠等の提示を求め、受領するとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認しています。

- ・ 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。

6. 利用者に対する料金等の提示

- ・ NTTファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、同社の請求書において、当社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示されていることを確認しています。

7. 料金業務に係る会計の分計及び収支の報告

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、当社に関する分計された収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しているとともに、当社は同社からの年1回以上の報告等に基づき、当該料金業務に係る必要な費用とそれに見合った適正な収入で料金業務を実施していることを確認しています。
- ・ 平成26年度の当該収支状況については、以下のとおりです。

収入	費用	収支
■■■■円	■■■■円	■■■■円

- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

8. 料金額と債権額の関係

- ・ 当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、NTTファイナンスに債権譲渡する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、上記の旨を当社の電気通信役務の契約約款等においても規定しています。

9. 債権額と利用者に対する請求額の關係

- 当社がNTTファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者に請求する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の定期的な報告等に基づき、当社が譲渡した債権額と同社が利用者に請求した金額について、総額が同額であることを確認するとともに、利用者への個々の請求においても同額であることについて必要な確認を実施しています。

4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

10. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- 当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、社内組織に対して、当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が同社の料金業務部門に対し、当社から料金業務以外の業務を受託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しているとともに、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間において当該業務の受託等がなかったことを確認しています。

5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。

- 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

11. 料金業務の用に供する室の分離

- NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分するとともに、料金業務の用に供するための居室■(ゲート数にして■)の

全てについて電子的認証装置等により入室管理を実施していることを確認しています。

- ・料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

12. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム（以下、「当該システム」という。）を構築する旨を、当社と同社との間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しています。
- ・当該システムは、13.に示す確定した債権の額等の料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。
- ・当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定されること。
また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

13. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報（契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、確定した債権の額等）に限定することを、当社と同社との間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスが料金等の請求・回収に必要な情報に限定して取り扱う旨を、顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアルに定めていることを確認するとともに、同社からの年1回以上の報告等に基づき、同社による社内研修及び自己点検等を通じて、同社が料金等の請求・回収に必要な情報に限定して料金業務を実施していることを確認しています。

14. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社は料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社と同社との間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が当該システムから顧客情報等を抽出する場合には、当該業務に従事する社員等に限定して抽出権限を付与するとともに抽出記録を管理することとし、同社が顧客情報等を居室から持出し等を行う場合には、当該

情報の内容及び利用目的等についてピーリング情報管理者の承認を得ることとしているほか、同社による自己点検を通じて、同社が料金業務の目的に限り、当社から提供する顧客情報等を取り扱っていることを確認しています。

15. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社の料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社と同社との間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定しているとともに、その権限の付与状況について定期的に棚卸しを行っている等、顧客情報等の取扱いが適正になされていることを確認しています。

16. 顧客情報等の利用の記録

- 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社と同社との間の契約書等に規定しています。
 - 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社による自己点検を通じて、当社から同社に提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（アクセスログ）を記録していることを確認しています。
- 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。

17. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社と同社との間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、NTTファイナンスが、顧客情報等の目的外利用の禁止、顧客情報等の管理責任者の設置、当該システムへの適切なアクセス権限の設定、顧客情報等の取扱いに関する研修の実施および顧客情報等の取扱いに関する点検等、顧客情報等の取扱いに関して同社の社員等が遵守すべき事項を定めた規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに当該規程、マニュアル等の内容が適切であることを確認しています。

18. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修を平成26年11月4日から平成26年12月5日までの間に実施し、研修受講対象となる全ての社員等が受講したことを確認しています。

(1) 集合研修（対象は料金業務を行う管理者等）

当社に関する対象者：[REDACTED]人

(他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む)

(実施率：100%)

(2) e—ラーニング（対象は契約社員・派遣社員等を含む全社員）

当社に関する対象者：[REDACTED]人

(他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む)

(実施率：100%)

・顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

19. 顧客情報等の管理責任者の設置

- NTTファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が、顧客情報等の管理及び利用に関する責任者として「ビリング情報管理責任者」を置いていることを確認するとともに、同社が定めた顧客情報等の取扱いに関する規程において、「ビリング情報管理責任者」および「ビリング情報管理補助者」を各組織等に置くこととしていることを確認しています。
- 当社は、当該責任者等の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていること、ならびに当該責任者により当該情報等が適正に管理されていることを確認しています。

・その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業

務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

20. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- ・ NTTファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にNTTファイナンスに報告を求めること、および必要に応じて立ち入り点検等をすることができる旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社による自己点検を通じて、同社における顧客情報等の取扱いに係る運用状況が適正であることを確認しています。

6 料金業務会社に対し電話役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、同社に対し、利用者の同意なく貴社から譲渡された債権の第三者への譲渡を行わせない等、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保するために必要な措置を講じさせること。

21. 債権の第三者譲渡の制限

- ・ NTTファイナンスが債権を第三者譲渡する場合は、利用者を困難な状況に置くことがないよう当社の承認を要する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、承認をしない第三者譲渡が行われていないことを確認しています。

22. NTT法 第3条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は、研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

7 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気

通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

23. 事業法 第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

8 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務以外の電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

24. 事業法 第29条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第29条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

9 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

25. 事業法 第30条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第30条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。

- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

10 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

26. 事業法 第6条、第26条及び第27条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ また、NTTファイナンスにおいて、以下のとおり問い合わせ窓口を設置・運用することにより、債権譲渡を受けた電気通信役務の料金等に関する利用者からの問い合わせ等に対応していることを確認しています。

当社に関する問い合わせセンター数：■
着台数：■台

11 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守させること。

27. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

- ・ NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する

旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。

- ・ 当社は、N T T ファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、N T T ファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ 当社は、N T T ファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成したこと、プライバシーポリシーを作成・公表したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認しています。

その他 全般的な事項

28. 罰則・契約解除の規定

- ・ 当社とN T T ファイナンスの間の契約書等に規定した措置内容に同社が違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、同社の責任において再演防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 平成26年度中に、N T T ファイナンスが契約書等に規定した措置内容に違反し、当社が罰則を科した事実はありません。

以上

別添 役員兼任状況（NTT東日本）

(平成26年4月1日～平成26年6月17日)

役職名	氏名	兼任
代表取締役社長	山村 雅之	
代表取締役副社長	中川 裕	株式会社NTT東日本プロパティーズ 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	岡 政秀	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 代表取締役社長
常務取締役	加賀谷 卓	株式会社NTT東日本一東京 代表取締役社長
常務取締役	大村 佳久	株式会社NTT東日本ソリューションズ 代表取締役社長
取締役	井上 福造	
取締役	井伊 基之	株式会社NTT東日本プロパティーズ 取締役 株式会社建設資源広域利用センター 取締役
取締役	阪本 作郎	株式会社NTT東日本サービス 代表取締役社長
取締役	大坪 康郎	エヌ・ティ・ティ ジーピー・エコ株式会社 取締役
取締役	山本 麻裕	株式会社NTT東日本ソリューションズ 取締役
取締役	高橋 正行	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 取締役
取締役	柴田 基靖	テルウェル東日本株式会社 取締役 株式会社NTTファシリティーズ 取締役
取締役	笠井 澄人	株式会社NTT東日本一埼玉 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社 取締役
取締役	江部 努	
取締役	辻上 広志	日本電信電話株式会社 取締役 株式会社情報通信総合研究所 取締役 NTT Innovation Institute, Inc. 取締役
監査役	尾崎 幸博	
監査役	蝶野 光	
監査役	高瀬 充弘	

別添 役員兼任状況（NTT東日本）

(平成26年6月18日～平成26年6月19日)

役職名	氏名	兼任
代表取締役社長	山村 雅之	
代表取締役副社長	中川 裕	株式会社NTT東日本プロパティーズ 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	岡 政秀	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 代表取締役社長
常務取締役	加賀谷 卓	株式会社NTT東日本一東京 代表取締役社長
常務取締役	大村 佳久	株式会社NTT東日本ソリューションズ 代表取締役社長
取締役	井上 福造	
取締役	井伊 基之	株式会社NTT東日本プロパティーズ 取締役 株式会社建設資源広域利用センター 取締役
取締役	阪本 作郎	株式会社NTT東日本サービス 代表取締役社長
取締役	大坪 康郎	
取締役	山本 康裕	株式会社NTT東日本ソリューションズ 取締役
取締役	高橋 正行	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 取締役
取締役	柴田 基靖	テルウェル東日本株式会社 取締役 株式会社NTTファシリティーズ 取締役
取締役	笠井 澄人	株式会社NTT東日本一埼玉 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社 取締役
取締役	江部 勢	
取締役	辻上 広志	日本電信電話株式会社 取締役 株式会社情報通信総合研究所 取締役 NTT Innovation Institute, Inc. 取締役
監査役	尾崎 幸博	
監査役	蝶野 光	
監査役	高瀬 充弘	

別添 役員兼任状況（NTT東日本）

(平成26年6月20日～平成26年6月30日)

役職名	氏名	兼任
代表取締役社長	山村 雅之	
代表取締役副社長	中川 裕	株式会社NTT東日本プロパティーズ 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	岡 政秀	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 代表取締役社長
常務取締役	加賀谷 阜	株式会社NTT東日本-東京 代表取締役社長
常務取締役	井上 福造	
取締役	井伊 基之	株式会社NTT東日本ソリューションズ 代表取締役社長
取締役	阪本 作郎	株式会社NTT東日本サービス 代表取締役社長
取締役	山本 康裕	株式会社NTT東日本ソリューションズ 取締役
取締役	高橋 正行	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 取締役
取締役	柴田 基靖	テルウェル東日本株式会社 取締役
取締役	笠井 澄人	株式会社NTT東日本-埼玉 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社 取締役
取締役	關 雅夫	
取締役	矢野 倩二	株式会社NTT東日本-千葉 代表取締役社長 株式会社幕張テクノガーデン 取締役 空港情報通信株式会社 取締役
取締役	光山 由一	
取締役	澁谷 直樹	株式会社NTT東日本プロパティーズ 取締役 株式会社建設資源広域利用センター 取締役
取締役	辻上 広志	日本電信電話株式会社 取締役 株式会社情報通信総合研究所 取締役 NTT Innovation Institute, Inc. 取締役
監査役	加川 亘	
監査役	三村 尚史	
監査役	佐々木 英治	

別添 役員兼任状況（NTT東日本）

(平成26年7月1日～平成27年3月31日)

役職名	氏名	兼任
代表取締役社長	山村 雅之	
代表取締役副社長	中川 裕	株式会社NTT東日本プロパティーズ 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	岡 政秀	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 代表取締役社長
常務取締役	加賀谷 卓	株式会社NTT東日本-南関東 代表取締役社長
常務取締役	井上 福造	
取締役	井伊 基之	株式会社NTT東日本-南関東 取締役
取締役	阪本 作郎	株式会社NTT東日本サービス 代表取締役社長
取締役	山本 康裕	株式会社NTT東日本-南関東 取締役
取締役	高橋 正行	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 取締役
取締役	柴田 基靖	株式会社NTT東日本-東北 代表取締役社長
取締役	笠井 澄人	株式会社NTT東日本-関信越 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社 取締役
取締役	關 雅夫	株式会社NTT東日本-南関東 取締役
取締役	矢野 信二	株式会社NTT東日本-南関東 取締役 株式会社幕張テクノガーデン 取締役 空港情報通信株式会社 取締役
取締役	光山 由一	
取締役	濱谷 直樹	株式会社NTT東日本プロパティーズ 取締役 株式会社建設資源広域利用センター 取締役
取締役	辻上 広志	日本電信電話株式会社 取締役 株式会社情報通信総合研究所 取締役 NTT Innovation Institute, Inc. 取締役
監査役	加川 亘	
監査役	三村 尚史	
監査役	佐々木 英治	

(別紙)取締役の就任状況(H20.4月現在)

氏名	役職・部署担当	直親会派設立会社
前田 勝一 代表取締役社長		NTT Holdings, Inc. NTT Leasing(U.S.A.), Inc. 日本通運リース株式会社
伊佐治 正隆 代表取締役常務	ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部	President President 副社長
西田 利彦 代表取締役常務	リース事業本部長	董事長 監察
三浦島 寛貴 代表取締役	情報システム部長	
今川 駿一 取締役	財務部長	NTT Leasing Co., Ltd.(U.S.A.) Inc. President 代表取締役
山崎 亮一 取締役	顧客人材開拓部 ビリング事業本部 課長	
糸井 寿也 取締役	ビリング事業本部 サービス品質部長兼務 ビリング事業本部 サービス推進部 ビリング事業本部 西日本統括サービスセンター ビリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター	
中谷 正雄 取締役	直親会派設立会社	
江川 中 取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長兼務	
河井 邦裕 取締役	リース事業本部 企画本部長	
山内 直彦 取締役	ビリング事業本部トコモ統括サービスセンター所長	
小野寺 仁 取締役	ビリング事業本部 西日本統括サービスセンター所長	
坂木 勝一 取締役	リース事業本部 職員本部 顧問支局長	
鶴原 勝 取締役		日本通運リース株式会社 販売部門販路開拓部長
平田 駿 取締役		日本通運リース株式会社 販売部門販路開拓部長
瀬田 明男 常勤監査役		
中村 宏 常勤監査役		
田代 稔智 常勤監査役		
高橋 伸二 監査役		日本通運監査役会社 経営企画部門担当課長

(注) ①鶴原 勝氏及び平田 駿氏は社外取締役であります。

②坂木 勝一氏、田代 稔智氏及び高橋 伸二氏は社外監査役であります。

(説明)取扱説明書の整理状態(0:25.0%の現在)

氏名	役職・担当業務	重要な資本比率	
前田 幸一	代表取締役社長	NTT Holdings Inc. NTT Leasing(U.S.A.) Inc. 日本郵政国際貿易有限公司 理事長	President President President
伊佐治 正毅	代表取締役常務 ピリング事業本部 著流本部長 クレジットカード事業本部	日本郵便国際貿易有限公司	董事
福田 重路	代表取締役常務 リース事業本部長		
三井島 乾昇	常務取締役 情報システム部長		
齋藤 康一	取締役 営業人部部長 財務部		
江川 中	取締役 ピリング事業本部 営業部長 ピリング事業部長 バイオメトリック事業部長		
原井 邦昭	取締役 リース事業本部 貸賃本部長		
山内 直彦	取締役 ピリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター 所長 ピリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター		
小野寺 仁	取締役 ピリング事業本部 廉本部長 ピリング事業本部 東日本統括サービスセンター 所長 ピリング事業本部 西日本統括サービスセンター		
望本 真一	取締役 リース事業本部 貸資本部 周辺支店長		
猪俣 真	取締役	日本貿易開拓組合会社	新潟部門担当員
平田 駿	取締役	日本貿易開拓組合会社	新潟部門担当員
中村 俊	常勤監査官		
廣瀬 夏夫	常勤監査役		
高畠 伸仁	監査役	日本貿易開拓組合会社	経営企画部担当員
久本 史郎	監査役		

(注) ①鶴原 駿氏及び平田 駿氏は社外取締役であります。
②東 敏夫氏、藤原 賢仁氏及び久本 吉亮氏は社外監査役であります。

(別紙)取締役の兼任状況(2013年4月現在)

氏名	現職の担当部署	兼任の担当部署等
鶴田 幸一 代表取締役社長		NTT Holdings Inc. NTT Leasing(U.S.A.) Inc. 日本郵便開拓投資有限公司 President President 副社長
伊佐助 正助 代表取締役常務	ビリング事業本部 財務本部長 クレジットカード営業本部	
岡田 駿尾 代表取締役常務	リース事業本部長	日本郵便開拓投資有限公司 副社長
三浦島 亮太 常務取締役	機器システム部長	
鈴田 浩一 取締役	輸出入事業部長 財務部長	
江川 中 取締役	ビリング事業本部 財務本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長	
堀井 勝哉 取締役	リース事業本部 財務本部長	
山内 直彦 取締役	ビリング事業本部 財務本部長 ビリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター 所長 ビリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター	
小野寺 仁 取締役	ビリング事業本部 財務本部長 ビリング事業本部 東日本統括サービスセンター 所長 ビリング事業本部 四日本統括サービスセンター	
坂本 朝一 取締役	リース事業本部 財務本部 財務本部長	
須川 久和 取締役	運営管理部長	
黒原 基 取締役		日本郵便開拓株式会社 経営部門 執行課長
平田 誠 取締役		日本郵便開拓株式会社 経営部門 執行課長
中村 真 常勤監査役		
吉田 大介 常勤監査役		
鶴原 公仁 監査役		日本郵便開拓株式会社 経営企画部門 執行課長
久本 吉亮 監査役		

(注) ①鶴原 基氏及び平田 誠氏は社外取締役であります。
 ②東 敏夫氏、黒原 基仁氏及び久本 吉亮氏は社外監査役であります。

(別紙)取締役の兼任状況(平成27.1現在)

氏名	現職・貢献履歴	兼任会社等会員等
鈴田 伸一 代表取締役社長		NTT Holdings Inc. NTT Leasing U.S.A., Inc. 日本電信電話株式会社 President President 取締役
伊佐治 正雄 代表取締役常務	ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当 リース事業本部長	
黒川 順治 代表取締役常務	リース事業本部長	日本電信電話株式会社 監査
三橋島 真理 常務取締役	情報システム部長	
飯田 浩一 取締役	経営人材部長 財務部門長	
江川 中 取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長兼 リース事業本部 副本部長	
原井 駿輔 取締役	リース事業本部 副本部長 ビリング事業本部 トコモ営業サービスセンター所長兼務 ビリング事業本部 コミュニケーションズ販売サービスセンター担当	
小野寺 仁 取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 東日本統括サービスセンター所長兼務 ビリング事業本部 日日本営業サービスセンター担当	
鶴本 伸一 同川 公助 取締役	リース事業本部 副本部長 支店運営部長	
鶴見 伸一 取締役		日本電信電話株式会社 財務部門担当部長 監査人委員会員部長
平田 雄 取締役		
中村 慶 取締役		
黒川 駿一 取締役		
飯田 浩一 取締役		
久木 吉亮 取締役		日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモアソシエ株式会社 監査役

(注) ①鶴見 伸氏及び平田 雄氏は社外取締役であります。
 ②東 敏夫氏、鶴見 駿氏及び久木 吉亮氏は社外監査役であります。

（例）取締役の兼任状況（平成26年1月現在）

氏名	略称・部署名	重要な理財状況等
前田 幸一	代表取締役社長	NTT Holdings, Inc. NTT Leasing(U.S.A.) Inc. 日本リースマネジメント賃貸有限公司 代表取締役社長
伊佐治 正道	代表取締役社長	ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当 リース事業本部長
岡田 勝彦	代表取締役社長	リース事業本部長
三浦島 伸貴	常勤取締役	情報システム部長
高田 浩一	取締役	監査人事業部長 財務部門長
江川 中	取締役	ビリング事業本部 事業本部長 ビリング事業本部 ベイントサービス事業部長担当
酒井 駿樹	取締役	リース事業本部 貸資本部長
山内 良雄	取締役	ビリング事業本部 旗本部長 ビリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター所長兼務 ビリング事業本部 コミュニケーション統括サービスセンター担当
小谷寺 仁	取締役	ビリング事業本部 旗本部長 ビリング事業本部 旗日本統括サービスセンター所長 ビリング事業本部 コミュニケーション統括サービスセンター担当
就木 敏一	取締役	リース事業本部 貸資本部長担当
田川 久松	取締役	監査管理部長
高見 真一	取締役	日本リースマネジメント本社 日本リースマネジメント本社 日本リースマネジメント本社
鶴田 金輔	取締役	日本リースマネジメント本社 日本リースマネジメント本社 日本リースマネジメント本社
中村 聰	常勤取締役	日本リースマネジメント本社 日本リースマネジメント本社 日本リースマネジメント本社
東 勝夫	常勤取締役	日本リースマネジメント本社 日本リースマネジメント本社 日本リースマネジメント本社
吉原 吾仁	監査役	日本リースマネジメント本社 エヌ・エム・リースアルファ株式会社 監査役
久木 宜吾	監査役	エヌ・エム・リースアルファ株式会社 監査役

(注) ①鶴原 康氏及び梶原 全裕氏は社外取締役であります。
②東 健夫氏、高田 真仁氏及び久本 吉亮氏は社外監査役であります。



西企営第40号
平成27年7月1日

総務省総合通信基盤局長
吉良裕臣 殿

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾和

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等
に関する講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関する講すべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

貴社、東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）により貴社及び西日本電信電話株式会社に課されている電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供についての責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

については、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

1. 措置内容の報告

- ・ 本要請に基づいて、平成26年度の措置状況を以下のとおり報告します。

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

2. 役員兼任

- 当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- 今後も役員兼任を行わないこととし、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間における当社およびNTTファイナンスの役員一覧は別添のとおりです。

3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、料金業務を円滑に実施する必要性等から在籍出向を行っていますが、今後、できる限り速やかに解消していきます。
- 平成27年3月31日時点の在籍出向者数について以下のとおりです。
在籍出向者 [REDACTED]名

- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。

- 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

4. 債権額と譲渡対価

- NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、当社と同社との間の契約書等に規定しています。
- 当社は、当社が譲渡した債権額とNTTファイナンスにより当社に支払われた譲渡対価額が同額であったことについて、同社からの年1回以上の定期的な報告等に基づき確認しています。

5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、同社から提示された譲渡手数料等の内訳・根拠等の提示を求め、受領するとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用

項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認しています。

- ・ 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。

6. 利用者に対する料金等の提示

- ・ NTTファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、同社の請求書において、当社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示されていることを確認しています。

7. 料金業務に係る会計の分計及び収支の報告

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、当社に関する分計された収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しているとともに、当社は同社からの年1回以上の報告等に基づき、当該料金業務に係る必要な費用とそれに見合った適正な収入で料金業務を実施していることを確認しています。
- ・ 平成26年度の当該収支状況については、以下のとおりです。

収入	費用	収支
■■■円	■■■円	■■■円

- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

8. 料金額と債権額の関係

- ・ 当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、NTTファイナンスに債権譲渡する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、上記の旨を当社の電気通信役務の契約約款等においても規定しています。

9. 債権額と利用者に対する請求額の関係

- ・ 当社がNTTファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者に請求する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の定期的な報告等に基づき、当社が譲渡した債権額と同社が利用者に請求した金額について、総額が同額であることを確認するとともに、利用者への個々の請求においても同額であることについて必要な確認を実施しています。

4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

10. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- ・ 当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、社内組織に対して、当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が同社の料金業務部門に対し、当社から料金業務以外の業務を受託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しているとともに、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間ににおいて当該業務の受託等がなかったことを確認しています。

5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

11. 料金業務の用に供する室の分離

- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社

が料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分するとともに、料金業務の用に供するための居室 [] (ゲート数にして []) の全てについて電子的認証装置等により入室管理を実施していることを確認しています。

・料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

12. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・ NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム（以下、「当該システム」という。）を構築する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
 - ・ 当社は、平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しています。
 - ・ 当該システムは、13.に示す確定した債権の額等の料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。
- ・ 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。
また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

13. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報（契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、確定した債権の額等）に限定することを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスが料金等の請求・回収に必要な情報に限定して取り扱う旨を、顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアルに定めていることを確認するとともに、同社からの年1回以上の報告等に基づき、同社による社内研修及び自己点検等を通じて、同社が料金等の請求・回収に必要な情報に限定して料金業務を実施していることを確認しています。

14. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社は料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社

が当該システムから顧客情報等を抽出する場合には、当該業務に従事する社員等に限定して抽出権限を付与するとともに抽出記録を管理することとし、同社が顧客情報等を居室から持出し等を行う場合には、当該情報の内容及び利用目的等についてビーリング情報管理者の承認を得ることとしているほか、同社による自己点検を通じて、同社が料金業務の目的に限り、当社から提供する顧客情報等を取り扱っていることを確認しています。

15. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社の料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定しているとともに、その権限の付与状況について定期的に棚卸しを行っている等、顧客情報等の取扱いが適正になされていることを確認しています。

16. 顧客情報等の利用の記録

- 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社による自己点検を通じて、当社から同社に提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（アクセスログ）を記録していることを確認しています。

- 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。

17. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、NTTファイナンスが、顧客情報等の目的外利用の禁止、顧客情報等の管理責任者の設置、当該システムへの適切なアクセス権限の設定、顧客情報等の取扱いに関する研修の実施および顧客情報等の取扱いに関する点検等、顧客情報等の取扱いに関して同社の社員等が遵守すべき事項を定めた規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに当該規程、マニュアル等の内容が適切

であることを確認しています。

18. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修を平成26年11月4日から平成26年12月5日までの間に実施し、研修受講対象となる全ての社員等が受講したことを確認しています。

(1) 集合研修（対象は料金業務を行う管理者等）

当社に関する対象者：[REDACTED]人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）（実施率：100%）

(2) e—ラーニング（対象は契約社員・派遣社員等を含む全社員）

当社に関する対象者：[REDACTED]人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）（実施率：100%）

・顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

19. 顧客情報等の管理責任者の設置

- NTTファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が、顧客情報等の管理及び利用に関する責任者として「ビリング情報管理責任者」を置いていることを確認するとともに、同社が定めた顧客情報等の取扱いに関する規程において、「ビリング情報管理者」および「ビリング情報管理補助者」を各組織等に置くこととしていることを確認しています。
- 当社は、当該責任者等の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていること、ならびに当該責任者により当該情報等が適正に管理されていることを確認しています。

・その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

20. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- NTTファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当

社と同社の間の契約書等に規定しています。

- 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にNTTファイナンスに報告を求める事、および必要に応じて立ち入り点検等をすることができる旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社による自己点検を通じて、同社における顧客情報等の取扱いに係る運用状況が適正であることを確認しています。

6 料金業務会社に対し電話役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、同社に対し、利用者の同意なく貴社から譲渡された債権の第三者への譲渡を行わせない等、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保するために必要な措置を講じさせること。

21. 債権の第三者譲渡の制限

- NTTファイナンスが債権を第三者譲渡する場合は、利用者を困難な状況に置くことがないよう当社の承認を要する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、承認をしない第三者譲渡が行われていないことを確認しています。

22. NTT法 第3条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- 当社は、研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

7 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

23. 事業法 第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

8 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務以外の電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

24. 事業法 第29条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第29条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

9 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

25. 事業法 第30条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第30条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。

- ・当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

10 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

26. 事業法 第6条、第26条及び第27条の趣旨の確保

- ・当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・また、NTTファイナンスにおいて、以下のとおり問い合わせ窓口を設置・運用することにより、債権譲渡を受けた電気通信役務の料金等に関する利用者からの問い合わせ等に対応していることを確認しています。

当社に関する問い合わせセンター数：■ 着台数：■ 台

11 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守させること。

27. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

- ・NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。

- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成したこと、プライバシーポリシーを作成・公表したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認しています。

その他 全般的な事項

28. 営業・契約解除の規定

- ・ 当社とNTTファイナンスとの間の契約書等に規定した措置内容に同社が違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、同社の責任において再発防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社と同社との間の契約書等に規定しています。
- ・ 平成26年度中に、NTTファイナンスが契約書等に規定した措置内容に違反し、当社が罰則を科した事実はありません。

以上

【別添】

NTT西日本の役員一覧

平成27年3月31日現在

役職	氏名	担当及び他法人等の役員状況
代表取締役社長	村尾 和俊	
代表取締役副社長	小椋 敏勝	営業本部長
	熊本 敏彦	設備本部長
常務取締役	酒井 紀雄	経営企画部長
	木村 文治	技術革新部長 エヌ・ティ・ティ ジーピー・エコ株式会社 取締役
取締役	黒田 吉広	設備本部ネットワーク部長 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト 取締役 株式会社NTTファシリティーズ 取締役
	太田 真治	関西事業本部長 大阪支店長兼務
	東田盛 正治	東海事業本部長 名古屋支店長兼務
	玉村 知史	九州事業本部長 福岡支店長兼務
	古堅 一成	ビジネス営業本部長 NTTビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長
	伊藤 正三	人事部長 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 取締役 株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本 取締役 エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社 監査役
	太田 修司	営業本部ビジネスパートナー営業部長
	遠竹 泰	設備本部サービスマネジメント部長 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 取締役 株式会社NTTフィールドテクノ 取締役
	北村 美樹浩	営業本部マーケティング部長 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティング アクト 取締役
	島田 明	日本電信電話株式会社 取締役
監査役	佐々木 崇	
	浅岡 徹	
	大賀 公子	

(取締役の兼任状況(12月4.1現在))

氏名	会員・担当業務	現任会員職務
前田 幸一 代役取締役社長		NTT Holdings, Inc. NTT Leasing(U.S.A.), Inc. 日本電気通信開拓貿易有限公司 President President 副社長
伊佐治 正隆 代役取締役常務	ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部	
西田 順彦 代役取締役常務	リース事業本部長 リースシステム部長	日本電気通信開拓貿易有限公司 副社長
三浦島 貴宣 常務取締役	情報システム部長	
今川 俊一 取締役	財務部長	NTT Leasing Capital(U.S.A.), Inc. NTTファイナンスインベストメント株式会社 President 社長取締役
田頭 重一 愛社 喜雄 取締役	営業人事課長 ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務 ビリング事業本部 サービス推進部 ビリング事業本部 西日本統括サービスセンター ビリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター	
中村 定義 取締役	営業管理部長	
江川 中 取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス開発部長兼務	
西井 駿輔 取締役	リース事業本部 営業本部長	
山内 具慶 取締役	ビリング事業本部トコモ統括サービスセンター 所長	
小野寺 仁 取締役	ビリング事業本部 東日本統括サービスセンター 所長	
宮木 伸一 取締役	リース事業本部 資本本部 関門支店長	
鍋原 真 取締役		日本電気通信開拓販売株式会社 販賣部門担当員長
平田 啓 取締役		日本電気通信販売株式会社 販賣部門担当員長
畠田 明男 常務取締役		
中村 智 常務取締役		
田代 嘉智 常務取締役		
鍋原 哲仁 監査役		日本電気通信開拓株式会社 経営企画部門担当員長

(注) ①鍋原 哲氏及び平田 啓氏は社外取締役であります。
 ②畠田 明男氏、田代 嘉智氏及び鍋原 哲仁氏は社外監査役であります。

(附録) 取締役の兼任状況(H26.8.20現在)

氏名	会社・担当部門	自らな兼職状況
前田 幸一	代表取締役社長	NTT Holdings, Inc. NTT Leasing(U.S.A.) Inc. 日本開拓開拓投資有限公司 President President 副社長
伊佐治 正隆	代表取締役社長	ビリング事業本部 専務本部長 クレジットカード事業本部
岡田 重慶	代表取締役社長	リース事業本部長
三浦島 美智	代表取締役	情報システム部長
相澤 力一	取締役	監修人事部長 財務部
江川 中	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長
酒井 風呂	取締役	リース事業本部 常務本部長
山内 啓志	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター 所長 ビリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター
小野寺 仁	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 東日本統括サービスセンター 所長 ビリング事業本部 西日本統括サービスセンター
橋本 駿一	取締役	リース事業本部 常務本部 副副本部長
酒井 雄	取締役	日本電信電話株式会社 財務部時任部長
平田 駿	取締役	日本電信電話株式会社 経理部門担当部長
中村 駿	常勤監査役	
東 敏夫	常勤監査役	
鶴原 君仁	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長
久木 吉亮	監査役	

(注) ①藤原 雄氏及び平田 駿氏は社外取締役であります。
 ②東 敏夫氏、鶴原 君仁氏及び久木 吉亮氏は社外監査役であります。

(第3)取締役の兼任状況(H28.8.24現在)

氏名	現職・担当業務	就任名義取締役等
高田 中一 代表取締役社長		NTT Holdings Inc. NTT Leasing(U.S.A.) Inc. 群馬県電四連運賃有料公司 President President 副社長
伊佐地 正義 代表取締役常務	ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部	
岡田 順次 代表取締役執行役	リース事業本部長	同上
三浦島 貴志 監修委員会 副社長	顧問システム監査 監修人事部長 財務部	
江川 中 取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長	
酒井 義明 取締役	リース事業本部 常務本部長	
山内 和彦 取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター 所長 ビリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター	
小野寺 仁 取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 東日本統括サービスセンター 所長 ビリング事業本部 四日本統括サービスセンター	
塙本 雄一 取締役	リース事業本部 常務本部 賃貸支店長	
田川 久和 監修役	監修管理部長	日本電気開拓株式会社 日本電気開拓株式会社
鶴原 重 監修役		新規部門担当課長
平田 駿 取締役		新規部門担当課長
中村 智 常勤監査役		
東 誠太 常勤監査役		
豊原 寛仁 監査役		日本電気開拓株式会社
久木 吉英 監査役		新宮企画開拓担当課長

(注) ①鶴原 重氏及び平田 駿氏は社外取締役であります。
 ②東 誠太氏、豊原 寛仁氏及び久木 吉英氏は社外監査役であります。

(持株)取締役の兼任状況(2017.1現在)

氏名	役職・担当部署	兼任会社等の会社名等
鈴木 進一	代表取締役社長	NTT Holdings, Inc. NTT Leasing(U.S.A.) Inc. 日本リースティング投資有限公司 副社長
伊佐治 正雄	代表取締役常務	ビリング事業本部 常務本部長 クレジットカード事業本部担当
西田 直彦	代表取締役常務	リース事業本部長
三浦島 良宣	常務取締役	情報システム部長
鶴原 浩一	取締役	営業人材部長 財務財団員
江川 中	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長担当
清井 駿郎	取締役	リース事業本部 常務本部長
山内 直彦	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター所長業務 ビリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター担当
小野寺 仁	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 東日本統括サービスセンター所長業務 ビリング事業本部 西日本統括サービスセンター担当
鷲木 春一	取締役	リース事業本部 常務本部 営業企画室
田川 久和	取締役	高齢者支援室
西進 亮	取締役	
平田 康	取締役	
中村 聰	常務取締役	
東野 利夫	常務取締役	
鶴原 浩仁	監査役	日本監査監視株式会社
久木 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスソリューションズ株式会社 監査役

(注)①鶴原 聰氏及び平田 康氏は社外取締役であります。

②東 利夫氏、鶴原 浩仁氏及び久木 吉亮氏は社外監査役であります。

(別紙)取締役の選任状況(H26.1現在)

氏名	会員・担当業務	監査役選任状況等
前田 実一 代表取締役社長		NTT Holdings, Inc. NTT Leasing(U.S.A.) Inc. 日本貿易融資有限公司 President President 副社長
伊佐治 正助 代表取締役社長	ピリング事業本部 事業不動産 クレジットカード事業本部担当	
田中 順吉 代表取締役常務	リース事業本部長	株式会社日銀投資有限公司 監事
三島島 有吉 常務取締役	情報システム部長	
猪飼 瑞一 取締役	経営人材部長 財務部担当	
江川 中 取締役	ピリング事業本部 廉木部長 ピリング事業本部 ベイメントサービス事業部長	
酒井 駿平 取締役	リース事業本部 萩原玉郎氏	
山内 吾郎 取締役	ピリング事業本部 岡本部長 ピリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター所長兼務 ピリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター担当	
小野寺 仁 取締役	ピリング事業本部 岩本部長 ピリング事業本部 東日本統括サービスセンター所長兼務 ピリング事業本部 西日本統括サービスセンター担当	
堀本 伸一 監査役	リース事業本部 斎藤本部 岡田重信氏	
田川 久和 監査役	基金管理制度	
西尾 雄 監査役		日本興業銀行株式会社 財務部門担当監査
鈴原 金治 監査役		日本投資開発株式会社 監査部門担当監査
中村 重 常勤監査役		
東 敏夫 常勤監査役		
鈴原 寛仁 監査役		日本住友信託銀行株式会社 新潟支店門担当監査
久本 吉亮 監査役		エヌ・ティ・ティ・ドコモスマーチン工機株式会社 監査役

(注) ①鈴原 金治氏及び鈴原 全治氏は社外取締役であります。
 ②東 敏夫氏、鈴原 寛仁氏及び久本 吉亮氏は社外監査役であります。



経企第500226号
平成27年7月1日

総務省総合通信基盤局長
吉良 裕臣 殿

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 庄司 哲

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等
に関する講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関する講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

貴社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）により各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

ついては、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

1. 措置内容の報告

- ・ 本要請に基づいて、平成26年度の措置状況を以下のとおり報告します。

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするために、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合は、できる限り速やかにその状態を解消すること。

2. 役員兼任

- 当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- 今後も役員兼任を行わないこととし、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間における当社およびNTTファイナンスの役員一覧は別添のとおりです。

3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、料金業務を円滑に実施する必要性等から在籍出向を行っていますが、今後、できる限り速やかに解消していきます。
- 平成27年3月31日時点の在籍出向者数について以下のとおりです。
在籍出向者 [REDACTED]名

- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするために、同社に対し、次の措置を講ずること。

- 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

4. 債権額と譲渡対価

- NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、当社が譲渡した債権額とNTTファイナンスにより当社に支払われた譲渡対価額が同額であったことについて、同社からの年1回以上の定期的な報告等に基づき確認しています。

5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、同社から提示された譲渡手数料等の内訳・根拠等の提示を求め、受領するとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認しています。

- ・貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。

6. 利用者に対する料金等の提示

- ・NTTファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、同社の請求書において、当社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示されていることを確認しています。

7. 料金業務に係る会計の分計及び収支の報告

- ・当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、当社に関する分計された収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しているとともに、当社は同社からの年1回以上の報告等に基づき、当該料金業務に係る必要な費用とそれに見合った適正な収入で料金業務を実施していることを確認しています。
- ・平成25年度の当該収支状況については、以下のとおりです。

収入	費用	収支
■■■円	■■■円	■■■円

- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

8. 料金額と債権額の関係

- ・当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、NTTファイナンスに債権譲渡する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、上記の旨を当社の電気通信役務の契約約款等においても規定しています。

9. 債権額と利用者に対する請求額の関係

- ・当社がNTTファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者に請

- 求する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、N T T ファイナンスからの年1回以上の定期的な報告等に基づき、当社が譲渡した債権額と同社が利用者に請求した金額について、総額が同額であることを確認するとともに、利用者への個々の請求においても同額であることについて必要な確認を実施しています。

4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

10. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- 当社からN T T ファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、社内組織に対して、当社からN T T ファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことについて、社内文書の発出等により指示・徹底しています。
- 当社は、N T T ファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が同社の料金業務部門に対し、当社から料金業務以外の業務を受託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しているとともに、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間において当該業務の受託等がなかったことを確認しています。

5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。

- 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

11. 料金業務の用に供する室の分離

- N T T ファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- N T T ファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、N T T ファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分するとともに、料金業務の用に供するための居室■(ゲート数にして■)の全てについて電子的認証装置等により入室管理を実施していることを確認しています。

- ・料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

12. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム（以下、「当該システム」という。）を構築する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
 - ・当社は、平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しています。
 - ・当該システムは、13.に示す確定した債権の額等の料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。
- ・当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。
- また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

13. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報（契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、確定した債権の額等）に限定することを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスが料金等の請求・回収に必要な情報に限定して取り扱う旨を、顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアルに定めていることを確認するとともに、同社からの年1回以上の報告等に基づき、同社による社内研修及び自己点検等を通じて、同社が料金等の請求・回収に必要な情報に限定して料金業務を実施していることを確認しています。

14. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社は料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が当該システムから顧客情報等を抽出する場合には、当該業務に従事する社員等に限定して抽出権限を付与するとともに抽出記録を管理することとし、同社が顧客情報等を居室から持出し等を行う場合には、当該情報の内容及び利用目的等についてビリング情報管理者の承認を得ることとしているほか、同社による自己点検を通じて、同社が料金業務の

目的に限り、当社から提供する顧客情報等を取り扱っていることを確認しています。

15. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社の料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定しているとともに、その権限の付与状況について定期的に棚卸しを行っている等、顧客情報等の取扱いが適正になされていることを確認しています。

16. 顧客情報等の利用の記録

- 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社による自己点検を通じて、当社から同社に提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（アクセスログ）を記録していることを確認しています。

- 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。

17. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、NTTファイナンスが、顧客情報等の目的外利用の禁止、顧客情報等の管理責任者の設置、当該システムへの適切なアクセス権限の設定、顧客情報等の取扱いに関する研修の実施および顧客情報等の取扱いに関する点検等、顧客情報等の取扱いに関して同社の社員等が遵守すべき事項を定めた規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに当該規程、マニュアル等の内容が適切であることを確認しています。

18. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。

- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修を平成26年11月4日から平成26年12月5日までの間に実施し、研修受講対象となる全ての社員等が受講したことを確認しています。

(1) 集合研修（対象は料金業務を行う管理者等）

当社に関する対象者：■人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）
(実施率：100%)

(2) e—ラーニング（対象は契約社員・派遣社員等を含む全社員）

当社に関する対象者：■人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）
(実施率：100%)

- 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

19. 顧客情報等の管理責任者の設置

- NTTファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が、顧客情報等の管理及び利用に関する責任者として「ビリング情報管理責任者」を置いていることを確認するとともに、同社が定めた顧客情報等の取扱いに関する規程において、「ビリング情報管理者」および「ビリング情報管理補助者」を各組織等に置くこととしていることを確認しています。
- 当社は、当該責任者等の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていること、ならびに当該責任者により当該情報等が適正に管理されていることを確認しています。

- その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

20. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- NTTファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にNTTファイナンスに報告を求めるここと、および必要に応じて立ち入り点検等をすることができる旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。

- 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社による自己点検を通じて、同社における顧客情報等の取扱いに係る運用状況が適正であることを確認しています。

6 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

2.1. 事業法 第29条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第29条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18. のとおりです。
- 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

7 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

2.2. 事業法 第6条、第26条及び第27条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18. のとおりです。
- 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- また、NTTファイナンスにおいて、以下のとおり問い合わせ窓口を設置・運用することにより、債権譲渡を受けた電気通信役務の料金等に関する利用者からの問い合わせ等に対応していることを確認しています。

当社に関する問い合わせセンター数：■ 着台数：■ 台

8 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する

法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守させること。

2.3. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

- ・ NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18. のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成したこと、プライバシーポリシーを作成・公表したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認しています。

その他 全般的事項

2.4. 罰則・契約解除の規定

- ・ 当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定した措置内容に同社が違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、同社の責任において再演防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 平成26年度中に、NTTファイナンスが契約書等に規定した措置内容に違反し、当社が罰則を科した事実はありません。

以上

別添 NTTコミュニケーションズ 役員一覧

平成 27 年 3 月 31 日時点

役職	氏名	担当及び他法人等の役員状況
代表取締役社長	有馬 彰	
代表取締役副社長	庄司 哲也	営業本部担当 コーポレート担当
代表取締役副社長	松橋 哲也	技術担当 オペレーション担当 情報セキュリティ担当
常務取締役	森 清	CSR担当
常務取締役	中田 勝己	グローバル担当 グローバル事業推進部長 恩梯梯通信系統(中国)有限公司 董事長 RagingWire Data Centers, Inc. 取締役 Arkadin International SAS 取締役 Virtela Technology Services Incorporated 取締役
取締役	細川 雅由	第三営業本部長
取締役	伊藤 幸夫	技術開発部長
取締役	丸岡 亨	ボイス&ビデオコミュニケーションサービス部長 Arkadin International SAS 取締役
取締役	荒本 和彦	第二営業本部長
取締役	五味 和洋	NTT America, Inc.代表取締役社長 Verio Inc. 取締役 PC Landing Corp. 取締役 RagingWire Data Centers, Inc. 取締役
取締役	東 明彦	西日本営業本部長
取締役	桜井 伝治	第四営業本部長
取締役	田中 基夫	クラウドサービス部長 RagingWire Data Centers, Inc. 取締役

取締役	大井 貴	ネットワークサービス部長 Virtela Technology Services Incorporated 取締役
取締役	森林 正彰	NTT Europe Ltd. 代表取締役社長 NTT Communications Russia LLC 取締役 Atlas Information Technology,S.A. 取締役
取締役	小澤 正憲	日本電信電話株式会社 総務部門 担当部長

取締役の異動は次表のとおりです

氏名	異動後の地位、担当	異動前の地位、担当	異動年月日
澤田 純	代表取締役副社長 グローバル担当 コーポレート担当 オペレーション担当	代表取締役副社長 グローバル担当 コーポレート担当	平成 26 年 4 月 7 日
庄司 哲也	代表取締役副社長 営業本部担当 コーポレート担当	代表取締役副社長 営業本部担当 情報セキュリティ担当	平成 26 年 6 月 20 日
松橋 哲也	代表取締役副社長 技術担当 オペレーション担当 情報セキュリティ担当	取締役 カスタマサービス部長	平成 26 年 6 月 20 日
中田 勝己	常務取締役 グローバル担当 グローバル事業推進部長	取締役 グローバル事業推進部長	平成 26 年 6 月 20 日
東 明彦	取締役 西日本営業本部長	ヒューマンリソース部長 総務部長兼務	平成 26 年 6 月 20 日
桜井 伝治	取締役 第四営業本部長	第一営業本部長	平成 26 年 6 月 20 日
田中 基夫	取締役 クラウドサービス部長	クラウドサービス部長	平成 26 年 6 月 20 日
大井 貴	取締役 ネットワークサービス部長	ネットワークサービス部 クローズドネットワークサービス 部門長 経営企画部グローバルネットワ ーク事業統合タスクフォース長 兼務	平成 26 年 6 月 20 日
森林 正彰	取締役 NTT EUROPE LTD. 代表取締 役社長	グローバル事業推進部 担当 部長	平成 26 年 6 月 20 日
澤田 純	退任	代表取締役副社長 グローバル担当 コーポレート担当 オペレーション担当	平成 26 年 6 月 20 日
長谷部 敏治	退任	常務取締役 第四営業本部長	平成 26 年 6 月 20 日
古川 公一	退任	常務取締役 ソリューションサービス部長	平成 26 年 6 月 20 日
原 隆一	退任	取締役 ネットワークサービス部長	平成 26 年 6 月 20 日

一法師 淳	退任	取締役 西日本営業本部長	平成 26 年 6 月 20 日
伊藤 幸夫	取締役 サービス基盤部長 プロセス&ナレッジマネジメント 部長	取締役 サービス基盤部長	平成 26 年 7 月 1 日
伊藤 幸夫	取締役 技術開発部長	取締役 サービス基盤部長 プロセス&ナレッジマネジメント 部長	平成 26 年 8 月 1 日
小澤 正憲	取締役 日本電信電話株式会社 総務 部門 担当部長	新任	平成 26 年 8 月 7 日
伊ヶ崎 和久	退任	取締役 日本電信電話株式会社 財務 部門 担当部長	平成 26 年 8 月 7 日

(別紙)取締役の兼任状況(H26.4.1現在)

氏名	担当部署	監査役	監査役会議長
前田 審一 代表取締役社長		NTT Holdings, Inc. NTT Leasing(U.S.A.), Inc. 日本通運国際賃貸有限公司	President President 副社長
伊佐治 正隆 代表取締役常務	ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部	日本通運国際賃貸有限公司	監事
岡田 駿介 代表取締役常務	リース運営本部長		
三浦尚 吉宣 常務取締役	情報システム部長		
今川 健一 取締役	財務部長	NTT Leasing Capital(U.S.A.), Inc. NTTファイナンシング・ストラト株式会社	President 代表取締役
佐藤 隆一 監査役	監査人卓郎氏		
愛敬 春雄 取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務 ビリング事業本部 サービス推進部 ビリング事業本部 西日本営業サービスセンター ビリング事業本部 コミュニケーションズ営業サービスセンター		
中村 正輔 監査役	監査官監査員		
江川 中 取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長兼務		
酒井 伸昭 監査役	リース事業本部 宮澤玉樹氏		
山内 直足 監査役	ビリング事業本部 トコモ貸出品サービスセンター 所長		
小野寺 仁 監査役	ビリング事業本部 西日本営業サービスセンター 所長		
平井 審一 取締役	リース事業本部 宮崎本多 関西支店長		
藤原 康 監査役		日本電信電話株式会社 監査部門担当部長	
早田 錠 監査役		日本電信電話株式会社 監査部門担当部長	
黒田 明男 常務監査役			
中村 利 常務監査役			
田代 春啓 常務監査役			
鈴原 聰仁 監査役		日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長	

(注) ①藤原 寛氏及び平井 審氏は社外取締役であります。
 ②黒田 明男氏、田代 春啓氏及び鈴原 聰仁氏は社外監査役であります。

(別紙)取締役の兼任状況(H26.8.20現在)

氏名	現任職	兼任・指名監査	重要な兼職状況等
前田 幸一	代表取締役社長		NTT Holdings, Inc. NTT Leasing(U.S.A.), Inc. 日本郵電西日本租賃有限公司 President President 副社長
伊佐治 正隆	代表取締役常務	ビリング事業本部 専属本部長 クレジットカード事業本部	
前田 駿介	代表取締役常務	リース事業本部長	日本郵電國際租賃有限公司 董事
三澤島 伸司	代表取締役	情報システム部長	
飯沼 浩一	取締役	総務人事部長 財務部	
江川 中	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長	
羽井 信昭	取締役	リース事業本部 副本部長	
山内 昌之	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター 所長 ビリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター	
小野寺 仁	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 東日本統括サービスセンター 所長 ビリング事業本部 西日本統括サービスセンター	
岸本 真一	取締役	リース事業本部 方策本部 顧問室室長	
高瀬 真	取締役		財務部門担当部長
平田 駿	取締役		日本郵電監査室室長 財務部門担当部長
中村 達	常勤監査役		
宮 駿介	常勤監査役		
飯原 誠仁	監査役		日本郵電監査室室長 経営企画部門担当部長
久本 吉洋	監査役		

(注) ①藤原 篤氏及び平田 駿氏は社外取締役であります。
 ②東 敏夫氏、藤原 誠仁氏及び久本 吉洋氏は社外監査役であります。

(別紙) 取締役の異動状況(H26.6.24現在)

氏名	現職・担当部署	重要な兼職状況
前田 孝一	代表取締役社長	NTT Holdings, Inc. NTT Leasing(U.S.A.), Inc. 日本語電気機器販賣有限公司 President President 副頭取役
伊佐治 正隆	代表取締役常務	ピリング事業本部 副本部長 クレジットカード事業本部
西田 利彦	代表取締役常務	リース事業本部長
三浦島 貴宣	常務取締役	情報システム部長
佐藤 地一	取締役	総務人事部長 財務部長
江川 中	取締役	ピリング事業本部 副本部長 ピリング事業本部 ベイメントサービス事業部長
原井 順次	取締役	リース事業本部 常務本部長
山内 真徳	取締役	ピリング事業本部 副本部長 ピリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター 所長 ピリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター
小野寺 仁	取締役	ピリング事業本部 常務本部長 ピリング事業本部 東日本統括サービスセンター 所長 ピリング事業本部 西日本統括サービスセンター
塙本 浩一	取締役	リース事業本部 宮崎支店西支店長
田川 久和	取締役	東京営業部長
高橋 風	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当課長
平田 敏	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当課長
中村 晃	常務取締役	
東 敏夫	常務取締役	
藤原 登仁	常務取締役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当課長
久木 吉亮	監査役	

(注) ①藤原 登氏及び平田 敏氏は社外取締役であります。

②東 敏夫氏、藤原 登仁氏及び久木 吉亮氏は社外監査役であります。

(計画)取締役の兼任状況(H26.7.1現在)

氏名	就任・退職時期	現任の取締役
前田 幸一 代表取締役社長		NTT Holdings Inc. NTT Leasing(U.S.A.) Inc. 東京熱電開発株式会社 President 社長
伊佐治 正隆 代表取締役常務	ピリング事業本部 執行本部長 クレジットカード事業本部担当	
西田 駿介 代表取締役常務	リース事業本部長	日本熱電開発販売副社長 董事
三枝島 貢次 監修取締役	情報システム部長	
植田 浩一 取締役	総務人事部長 財務部担当	
江川 中 取締役	ピリング事業本部 副本部長 ピリング事業本部 ベイメントサービス事業部長兼務	
橋井 美樹 取締役	リース事業本部 副本部長	
山内 忠彦 取締役	ピリング事業本部 副本部長 ピリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター所長業務 ピリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター担当	
小野寺 仁 取締役	ピリング事業本部 東日本統括サービスセンター所長兼務 ピリング事業本部 西日本統括サービスセンター担当	
坂本 重一 取締役	リース事業本部 西日本統括サービスセンター担当	
西川 久和 取締役	資金管理部長	
森原 寛 取締役		日本熱電開発販売副社長 日本熱電開発販売会社 経理人担当副社長
平田 駿 取締役		
中村 宏 常勤監査役		
東 敏夫 常勤監査役		
藤原 実仁 監査役		日本熱電開発販売会社 経営企画部門担当副社長 エヌ・ティ・ティ・ビジネスソリューションズ会社 監査役
久木 貴郎 監査役		

(注) ①藤原 実仁氏及び平田 駿氏は社外取締役であります。
 ②東 敏夫氏、藤原 実仁氏及び久木 吉亮氏は社外監査役であります。

(別紙)取締役の兼任状況(H26.8.1現在)

氏名	役職・担当業務	直轄会社等	直轄会社等
鈴田 幸一	代表取締役社長	NTT Holdings, Inc. NTT Leasing(U.S.A.), Inc. 理字新興国際投資有限公司	President President 副社長
伊佐治 正隆	代表取締役常務	ピリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
鶴田 哲郎	代表取締役常務	リース受託不動産	写字楼賃貸有限公司
高木島 良輔	常務取締役	情報システム部長	
信原 浩一	取締役	幹部人事部長 財源開拓部	
江川 中	取締役	ピリング事業本部 諸木課長 ピリング事業本部 ベイメントサービス事業部長監修	
酒井 錦昭	取締役	リース受託本部 五島不動産	
山内 亘志	取締役	ピリング事業本部 諸木課長 ピリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター所長兼務 ピリング事業本部 コミュニケーションズ精良サービスセンター担当	
小野寺 仁	取締役	ピリング事業本部 諸木課長 ピリング事業本部 又日本統括サービスセンター所長兼務 ピリング事業本部 久呂木統括サービスセンター担当	
西本 尚一	取締役	リース事業本部 宮澤玉館 関路支店長	
田川 久郎	取締役	専務監修担当	
西澤 武	取締役		日本电信電話株式会社 日本电信電話株式会社
飯塚 全治	取締役		日本电信電話株式会社 日本电信電話株式会社
中野 里	監修監査役		
原 敏夫	常務監査役		
飯原 亮仁	監査役		日本电信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・ビジネスソリューションズ株式会社
久本 吉光	監査役		監査役

(注) ① 藤原 風氏及び榎原 全裕氏は社外取締役であります。
 ② 東 敏夫氏、藤原 葦仁氏及び久本 吉光氏は社外監査役であります。



経企第701号
平成27年7月1日

総務省 総合通信基盤局長
吉良 裕臣 殿

株式会社 NTTドコモ
代表取締役社長 加藤

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に
関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関する講ずべき措置について(要請)」(総基事第32号 平成24年3月23日)を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

貴社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等 66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）により各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

については、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

1. 措置内容の報告

- ・ 本要請に基づいて、平成26年度の措置状況を以下のとおり報告します。

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするために、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

2. 役員兼任

- 当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- 今後も役員兼任を行わないこととし、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間における当社およびNTTファイナンスの役員一覧は別添のとおりです。

3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、料金業務を円滑に実施する必要性等から在籍出向を行っていますが、今後、できる限り速やかに解消していきます。
- 平成27年3月31日時点の在籍出向者数について以下のとおりです。
在籍出向者 [REDACTED]名

- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするために、同社に対し、次の措置を講ずること。

- 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

4. 債権額と譲渡対価

- NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、当社が譲渡した債権額とNTTファイナンスにより当社に支払われた譲渡対価額が同額であったことについて、同社からの年1回以上の定期的な報告等に基づき確認しています。

5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、同社から提示された譲渡手数料等の内訳・根拠等の提示を求め、受領するとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認しています。

- ・ 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告せること。

6. 利用者に対する料金等の提示

- ・ NTTファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、同社の請求書において、当社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示されていることを確認しています。

7. 料金業務に係る会計の分計及び収支の報告

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、当社に関する分計された収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しているとともに、当社は同社からの年1回以上の報告等に基づき、当該料金業務に係る必要な費用とそれに見合った適正な収入で料金業務を実施していることを確認しています。
- ・ 平成26年度の当該収支状況については、以下のとおりです。

収入	費用	収支
■■■円	■■■円	■■■円

- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

8. 料金額と債権額の関係

- ・ 当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、NTTファイナンスに債権譲渡する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、上記の旨を当社の電気通信役務の契約約款等においても規定しています。

9. 債権額と利用者に対する請求額の関係

- ・ 当社がNTTファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者に請

求する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。

- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の定期的な報告等に基づき、当社が譲渡した債権額と同社が利用者に請求した金額について、総額が同額であることを確認するとともに、利用者への個々の請求においても同額であることについて必要な確認を実施しています。

4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

10. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- 当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、社内組織に対して、当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことについて、社内文書の発出により指示・徹底しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が同社の料金業務部門に対し、当社から料金業務以外の業務を受託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しているとともに、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間において当該業務の受託等がなかったことを確認しています。

5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。

- 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

11. 料金業務の用に供する室の分離

- NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分するとともに、料金業務の用に供するための居室 [] (ゲート数にして []) の全てについて電子的認証装置等により入室管理を実施していることを確認しています。

- ・料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

12. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム（以下、「当該システム」という。）を構築する旨を、当社と同社との間の契約書等に規定しています。
 - ・当社は、平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しています。
 - ・当該システムは、13.に示す確定した債権の額等の料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。
-
- ・当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。
また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

13. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報（契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、確定した債権の額等）に限定することを、当社と同社との間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスが料金等の請求・回収に必要な情報に限定して取り扱う旨を、顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアルに定めていることを確認するとともに、同社からの年1回以上の報告等に基づき、同社による社内研修及び自己点検等を通じて、同社が料金等の請求・回収に必要な情報に限定して料金業務を実施していることを確認しています。

14. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社は料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社と同社との間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が当該システムから顧客情報等を抽出する場合には、当該業務に従事する社員等に限定して抽出権限を付与するとともに抽出記録を管理することとし、同社が顧客情報等を居室から持出し等を行う場合には、当該情報の内容及び利用目的等についてビリング情報管理者の承認を得ることとしているほか、同社による自己点検を通じて、同社が料金業務の

目的に限り、当社から提供する顧客情報等を取り扱っていることを確認しています。

15. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社の料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定しているとともに、その権限の付与状況について定期的に棚卸しを行っている等、顧客情報等の取扱いが適正になされていることを確認しています。

16. 顧客情報等の利用の記録

- 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社による自己点検を通じて、当社から同社に提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（アクセスログ）を記録していることを確認しています。

- 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。

17. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、NTTファイナンスが、顧客情報等の目的外利用の禁止、顧客情報等の管理責任者の設置、当該システムへの適切なアクセス権限の設定、顧客情報等の取扱いに関する研修の実施および顧客情報等の取扱いに関する点検等、顧客情報等の取扱いに関して同社の社員等が遵守すべき事項を定めた規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに当該規程、マニュアル等の内容が適切であることを確認しています。

18. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。

- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修を平成26年11月4日から平成26年12月5日までの間に実施し、研修受講対象となる全ての社員等が受講したことを確認しています。

(1) 集合研修（対象は料金業務を行う管理者等）

当社に関する対象者：■人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）（実施率：100%）

(2) e-ラーニング（対象は契約社員・派遣社員等を含む全社員）

当社に関する対象者：■人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）（実施率：100%）

・顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

19. 顧客情報等の管理責任者の設置

- NTTファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が、顧客情報等の管理及び利用に関する責任者として「ビリング情報管理責任者」を置いていることを確認するとともに、同社が定めた顧客情報等の取扱いに関する規程において、「ビリング情報管理者」および「ビリング情報管理補助者」を各組織等に置くこととしていることを確認しています。
- 当社は、当該責任者等の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていること、ならびに当該責任者により当該情報等が適正に管理されていることを確認しています。

・その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

20. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- NTTファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にNTTファイナンスに報告を求めること、および必要に応じて立ち入り点検等をすることができる旨を、当社と同社の間の契約書等に規定して

います。

- 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社による自己点検を通じて、同社における顧客情報等の取扱いに係る運用状況が適正であることを確認しています。

6 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

21. 事業法 第29条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第29条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

7 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

22. 事業法 第30条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第30条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

8 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

23. 事業法 第6条、第26条及び第27条の趣旨の確保

- 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- また、NTTファイナンスにおいて、以下のとおり問い合わせ窓口を設置・運用することにより、債権譲渡を受けた電気通信役務の料金等に関する利用者からの問い合わせ等に対応していることを確認しています。

当社に関する問い合わせセンター数：■ 着台数：■ 台

9 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守させること。

24. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

- NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 当社は、NTTファイナンスからの年1回以上の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- 当社は、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成したこと、プライバシーポリシーを作成・公表したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認しています。

その他 全般的事項

2.5. 罰則・契約解除の規定

- 当社とNTTファイナンスとの間の契約書等に規定した措置内容に同社が違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、同社の責任において再演防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- 平成26年度中に、NTTファイナンスが契約書等に規定した措置内容に違反し、当社が罰則を科した事実はありません。

以上

【別添】役員兼任状況(NTTドコモ)

○取締役及び監査役(2015年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当の状況[重要な兼職]
代表取締役社長	加藤 薫	
代表取締役副社長	吉澤 和弘	技術、デバイス、情報戦略担当
代表取締役副社長	坂井 義清	コンシューマ、マーケティング、国際、コーポレート担当
代表取締役副社長	寺崎 明	法人、業務改善、CSR 担当
取締役常務執行役員	尾上 誠蔵	R&D イノベーション本部長
取締役常務執行役員	佐藤 啓孝	財務、グループ事業推進担当 財務部長
取締役常務執行役員	高木 一裕	法人営業担当 法人事業部長、東北復興新生支援室長兼務
取締役常務執行役員	阿佐美 弘恭	経営企画部長
取締役常務執行役員	須藤 章二	コンシューマ営業担当
取締役常務執行役員	大松澤 清博	ネットワーク、2020 準備担当 ネットワーク部長
取締役常務執行役員	中山 俊樹	スマートライフビジネス本部長、 ライフサポートビジネス推進部長兼務
取締役執行役員	紀伊 肇	人事部長 [Tata Teleservices Limited(インド)取締役]
取締役執行役員	谷 誠	総務部長、かいぜん活動推進室長兼務
取締役	村上 輝康	[産業戦略研究所 代表]
取締役	中村 阜司	[日本電信電話株式会社 財務部門担当部長]
常勤監査役	小林 徹	
常勤監査役	諸澤 治郎	
常勤監査役	塩塚 直人	
常勤監査役	沖原 俊宗	
常勤監査役	辻山 栄子	[早稲田大学 商学部・大学院商学研究科教授] [三菱商事株式会社 社外監査役] [オリックス株式会社 社外取締役] [株式会社ローソン 社外監査役] [株式会社資生堂 社外監査役]

○ 異動状況(2014年4月1日～2015年3月31日)

退任した取締役及び監査役については次表のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位	退任時の担当
坪内 和人	2014年6月19日	任期満了	代表取締役副社長	国際、コーポレート担当
岩崎 文夫	2014年6月19日	任期満了	代表取締役副社長	マルチメディア、技術担当
眞藤 務	2014年6月19日	任期満了	取締役常務執行役員	法人事業部長、東北復興新生支援室長兼務
田中 隆	2014年6月19日	任期満了	取締役常務執行役員	コンシューマ営業、支店(関東甲信越)担当
加川 宜	2014年6月19日	任期満了	取締役常務執行役員	CSR 担当 総務部長、CSR部長兼務、かいぜん活動推進室長兼務
徳廣 清志	2014年6月19日	任期満了	取締役常務執行役員	ネットワーク担当 ネットワーク部長
山田 隆持	2014年6月19日	任期満了	取締役	相談役
歌野 孝法	2014年6月19日	辞任	常勤監査役	
大田 賢嗣	2014年6月19日	辞任	常勤監査役	

2014年6月19日開催の第23回定時株主総会において新たに選任され、就任した取締役及び監査役は次表のとおりです。(但し、坂井 義清氏については、2014年6月26日に就任。)

氏名	地位	担当
坂井 義清	代表取締役副社長	コンシューマ、マーケティング、国際、コーポレート担当
寺崎 明	代表取締役副社長	法人、業務改善、CSR 担当
阿佐美 弘恭	取締役常務執行役員	経営企画部長
須藤 章二	取締役常務執行役員	コンシューマ営業、支店(関東甲信越)担当
大松澤 清博	取締役常務執行役員	ネットワーク、2020準備担当 ネットワーク部長
中山 俊樹	取締役常務執行役員	スマートライフビジネス本部長、 ライフサポートビジネス推進部長兼務
紀伊 鑑	取締役執行役員	人事部長
谷 誠	取締役執行役員	総務部長、かいぜん活動推進室長兼務
小林 徹	常勤監査役	
沖原 俊宗	常勤監査役	

取締役及び監査役の地位及び担当の異動は次表のとおりです。

氏名	異動後の地位、担当	異動前の地位、担当	異動年月日
吉澤和弘	代表取締役副社長 技術、デバイス、情報戦略担当	取締役常務執行役員 経営企画部長、事業改革室長兼務 モバイル社会研究所担当	2014年6月19日
佐藤啓孝	取締役常務執行役員 財務、グループ事業推進担当 財務部長	取締役執行役員 財務部長	2014年6月19日
高木一裕	取締役常務執行役員 法人営業担当 法人事業部長、東北復興新生支援室長兼務	取締役執行役員 人事部長	2014年6月19日
尾上誠哉	取締役常務執行役員 R&Dイノベーション本部長	取締役常務執行役員 研究開発センター所長	2014年7月1日
須藤章二	取締役常務執行役員 コンシューマ営業担当	取締役常務執行役員 コンシューマ営業、支店(関東甲信越)担当	2014年7月1日

【別添】役員兼任状況(NTTファイナンス)
(別紙)取締役の兼任状況(H26.4.1現在)

氏名	要職・担当業務	直轄子会社状況等
前田 幸一 代表取締役社長		NTT Holdings, Inc. President NTT Leasing(U.S.A.), Inc. President 数字通商開拓有限公司 和夏早苗
伊佐治 正隆 代表取締役常務	ビーリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部	
岡田 順厚 代表取締役常務	リース事業本部長	数字通商開拓有限公司 和夏早苗
三澤島 良宜 常勤取締役	情報システム部長	
今川 慎一 取締役	財務部長	NTT Leasing Capital(U.S.A.), Inc. President NTTファイナンスインベストメント株式会社 代表取締役
西園 浩一 取締役	幹事会 岩波長	
愛牧 春雄 取締役	ビーリング事業本部 副本部長 ビーリング事業本部 サービス運営部長兼務 ビーリング事業本部 サービス推進部 ビーリング事業本部 西日本統括サービスセンター ビーリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター	
中野 正敏 取締役	事業管理部長	
江川 中 取締役	ビーリング事業本部 副本部長 ビーリング事業本部 ベイメントサービス事業部長兼務	
船井 駿朗 取締役	リース事業本部 岩見木部長	
山内 兼也 取締役	ビーリング事業本部トコモ統括サービスセンター 所長	
小野寺 仁 取締役	ビーリング事業本部 東日本統括サービスセンター 所長	
岸本 哲一 取締役	リース事業本部 計算本部 関西支店長	
藤原 亮 常勤取締役		日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
平田 駿 取締役		日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
堀田 明男 常勤監査役		
中野 実 常勤監査役		
田代 喜啓 常勤監査役		
島原 伸仁 監査役		日本電信電話株式会社 財務企画部門担当部長

(注) ①藤原 亮氏及び平田 駿氏は社外取締役であります。
②堀田 明男氏、田代 喜啓氏及び島原 伸仁氏は社外監査役であります。

(別紙)取締役の兼任状況(H26.8.20現在)

氏名	会社・監査役種	就任年月日	就任年月日
前田 審一	代表取締役社長	2014.01.01	2014.01.01
伊佐治 正隆	代表取締役常務	ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部	NTT Holdings, Inc. NTT Leasing(U.S.A.), Inc. 理宇新電國際租賃有限公司
田中 駿慶	代表取締役常務	リース事業本部長	理宇新電國際租賃有限公司
三澤島 良貴	常務取締役	情報システム部長	
徳國 浩一	取締役	総務人材部長 財務部	
江川 中	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長	
沼井 錦昭	取締役	リース事業本部 常務本部長	
山内 嘉彦	取締役	ビリング事業本部 副本部長	
小野寺 仁	取締役	ビリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター 所長 ビリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター	
吉本 順一	取締役	リース事業本部 常務本部 営業支店長	
藤原 篤	取締役		日本電信電話株式会社
平田 肇	取締役		日本電信電話株式会社
中野 駿	常勤監査役		
東 敏夫	常勤監査役		
藤原 寛仁	監査役		日本電信電話株式会社
久本 吉亮	監査役		経営企画部門担当部長

(注) ①藤原 篤氏及び平田 肇氏は社外取締役であります。
 ②東 敏夫氏、藤原 寛仁氏及び久本 吉亮氏は社外監査役であります。

(別紙)取締役の兼任状況(H26.9.24現在)

氏名	役職・担当業務	重要会社状況等		
前田 韶一	代表取締役社長	NTT Holdings, Inc.	President	
		NTT Leasing(U.S.A.), Inc.	President	
		日本郵電国際株式有限公司	取締役社長	
伊佐治 正隆	代表取締役常務	ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部		
岡田 朝彦	代表取締役常務	リース事業本部長	東京支店国際部有限公司	販賣
三澤島 貢宜	常務取締役	情報システム部長		
飯田 浩一	取締役	機器人事業部長 財務部		
江川 中	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長		
佐井 駿昭	取締役	リース事業本部 販賣本部長		
山内 目彦	取締役	ビリング事業本部 副本部長		
		ビリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター 所長 ビリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター		
小野寺 仁	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 東日本統括サービスセンター 所長		
		ビリング事業本部 西日本統括サービスセンター		
坂本 利一	取締役	リース事業本部 販賣本部 横浜支店長		
田川 久和	取締役	事業管理部長		
西田 信	取締役		日本電信電話株式会社	監理部門担当部長
平田 駿	取締役		日本電信電話株式会社	監理部門担当部長
中村 駿	常勤監査役			
黒川 敏夫	常勤監査役			
藤原 肇仁	監査役		日本電信電話株式会社	監査企画部門担当部長
久木 吉亮	監査役			

(注) ①藤原 肇氏及び平田 駿氏は社外取締役であります。
 ②黒川 敏夫氏、藤原 肇仁氏及び久木 吉亮氏は社外監査役であります。

(別紙)取締役の兼任状況(H28.7.1現在)

氏名	会社・担当部署	重要な兼職状況等
前田 韶一	代表取締役社長	NTT Holdings,Inc. NTT Leasing(U.S.A.)Inc. 日本興業国際投資有限公司 副社長
伊佐治 正隆	代表取締役常務	ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当
西田 誠彦	代表取締役常務	リース事業本部長
三浦島 亮宜	常務取締役	情報システム部長
植田 浩一	取締役	専務人事部長 財務担当
江川 中	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長兼務
酒井 朝昭	監査役	リース事業本部 事業本部長
山内 誠彦	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター所長兼務 ビリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター担当
小野寺 仁	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 東日本統括サービスセンター所長兼務 ビリング事業本部 西日本統括サービスセンター担当
宮本 雄一	取締役	リース事業本部 営業本部 顧客支店長
田川 久和	監査役	事業監査部長
島原 風	取締役	日本興業電話株式会社 東日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
平田 駿	取締役	日本興業電話株式会社 経営人材部門担当部長
中村 晃	常勤監査役	東京証券取引所 監査委員会委員
黒川 誠司	常勤監査役	日本興業電話株式会社 監査委員会委員
藤原 誠仁	監査役	日本興業電話株式会社 監査委員会委員
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスソリューションズ株式会社 監査委員会委員

(注) ①藤原 誠氏及び平田 駿氏は社外取締役であります。
 ②東 駿夫氏、藤原 誠仁氏及び久本 吉亮氏は社外監査役であります。

(別紙)取締役の兼任状況(H26.8.1現在)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
鈴鹿 幸一	代表取締役社長	NTT Holdings,Inc. NTT Leasing(U.S.A.),Inc. 理宇興業國際投資有限公司 President President 副社長
伊佐治 正隆	代表取締役常務	ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当
高田 順康	代表取締役常務	リース事業本部長
三澤島 良宣	常務取締役	情報システム部長
信頼 浩一	取締役	経営人材部長 財務部担当
江川 中	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ベイメントサービス事業部長担当
酒井 駿朗	取締役	リース事業本部 管理本部長
山内 昌彦	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ドコモ統括サービスセンター所長兼務 ビリング事業本部 コミュニケーションズ統括サービスセンター担当
小野寺 仁	取締役	ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 東日本統括サービスセンター所長兼務 ビリング事業本部 西日本統括サービスセンター担当
岡本 俊一	取締役	リース事業本部 管理本部 国際支店長
田川 久知	監査役	事業管理部長
西原 風	取締役	
根岸 伸悟	取締役	
中村 黒	労働監査役	
原 駿志	労働監査役	
藤原 哲仁	監査役	日本電信電話株式会社 監査部門担当課長
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスソリューションズ株式会社 監査役

(注) ①藤原 駿氏及び根岸 伸悟氏は社外取締役であります。
 ②東 敏夫氏、藤原 哲仁氏及び久本 吉亮氏は社外監査役であります。